

## 「消費税」の税率引き上げに伴うガス小売供給約款の改正について

日頃より、日本海ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法および地方税法の改正に伴い、新たな消費税率を反映させていただくため、2019年10月1日付でガス小売供給約款を変更いたします。

今回の料金改定は、消費税法および地方税法の改正により本年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることを受けて、10月以降のお客さまのガス料金に新たな消費税率を反映させていただくものです。

なお、本年9月30日以前から継続して弊社のガスをお客さまには、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

弊社は引き続き安定供給と保安の確保およびサービスの向上に努めるとともに、今後も経営効率化を推進してまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 【ガス小売供給約款記載の一般料金（別表第6 3.料金表 A～6.料金表 D）】

料金表	1か月の ご使用量	新 基本料金 (円/月)	新 基準単位料金 (円/m <sup>3</sup> )	旧 基本料金 (円/月)	旧 基準単位料金 (円/m <sup>3</sup> )
A	0 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> まで	976.80	246.85	959.04	242.36
B	10 m <sup>3</sup> を超え 170 m <sup>3</sup> まで	1,593.46	185.18	1,564.48	181.81
C	170 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	4,690.18	166.96	4,604.90	163.93
D	500 m <sup>3</sup> を超える	10,674.18	155.00	10,480.10	152.18

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 毎月適用となる単価（円/m<sup>3</sup>）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。

### 【経過措置】

2019年9月30日以前から  
継続してご使用いただいている  
お客さま

